

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和6年3月12日（火曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後2時10分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、伊藤 幾子、 平野真理子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主任	萩原真智子
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志          総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩          次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子          行財政改革課課長補佐 宮崎 学 職員課長 入江 卓司          職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 河上 昌輝          検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 濱岡 直樹          資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉          収納推進課長 池原 章博 固定資産税課長補佐 渡邊 佳絵          収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘          人権推進課課長補佐 中川 真理 男女共同参画課長 太田奈津美          男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二          危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p>		

	<p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 塩谷 範夫 企画推進部経営統括監 河井登志夫                  政策企画課課長補佐 酒本 晶恵 政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 西田 茂樹                  政策企画課地方創生・デジタル化推進室長補佐 上田 芳郎 秘書課長 中川 直人                  秘書課課長補佐 太田 瑞穂 秘書課広報室長 松本 縁                  文化交流課長 福山 博俊 文化交流課課長補佐 城市 索                  国際交流プラザ所長 平井 圭介 情報政策課長 山根 寿彦                  情報政策課課長補佐 松田 仁史</p>
傍 聴 者	2人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

**【総務部・危機管理部】**

◆砂田典男委員長 皆様、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆砂田典男委員長 少し時間には早いですが、皆様、おそろいですから、ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、総務部・危機管理部の先議分以外の審査、報告、追加提案分の説明、審査、令和6年度当初予算の質疑を行います。その後、企画推進部の報告、令和6年度当初予算の質疑を行います。

令和6年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメどおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

初めに、乾総務部長に御挨拶をいただきたいと思っております。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。

（ ） おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日は、総務企画委員会、そして、予算審査特別委員会分科会と、よろしく願い申し上げます。2月27日の委員会において説明をさせていただきました議案、4議案、御審査に付しております。よろしく願いします。そして、追加提案、2議案、これの説明と審査ということも、併せてお願いを申し上げたいと思っております。

そして、分科会のほうでは、令和6年度当初予算ということになりますけれども、本市におきましては、持続可能な行政運営、これを肝に据えておるわけですが、将来を見据えて、し

つかりと本市が成長していくような、礎になるような予算も含まれております。

ぜひ、本日は、委員会の皆様から、忌憚のない御意見等、頂きまして、施策に磨きをかけ、そして、予算が生きた形で市民の皆様にお届けできますように、活発な御議論をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議案第 36 号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）**

◆砂田典男委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

議案第 36 号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。委員会資料の 2 ページなんですけれども、参考というところで書かれているところなんですけれども、法改正があつて、別表第 2 というのが廃止をされると、それで、別表第 1 っていうものが、今度は別表に改められると、そういうことが書いてあるんですが、このまず、別表第 2 というのが廃止をされることで、何が変わるんでしょうか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。この別表 2 というのは、情報連携の範囲を定めた表でございます。これまで、新規で、その情報連携を行う場合は、その都度、法改正をする必要があつたということでございます。例えば、新型コロナウイルス感染症対策において、新たな行政サービスを行うに当たって、情報連携が必要だった場合も、速やかな情報連携ができなかったというような例が挙げられているというところでございます。そこで、必要とされる情報連携の速やかな開始が可能となるよう、その範囲について、法律ではなく省令で規定し、運用することとしたものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。それから、2 つ目のポチのところ、別表第 1 が別表となるんですけれども、そこに、別表に法定された事務に準ずる事務について、主務省令で規定することで、マイナンバーの利用を可能とするところについて書いてあるんですが、この準ずる事務っていうのが、この法改正によって、新たにそのマイナンバーの利用が可能になるように改正されたという理解でいいかどうか、その点どうですか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。準ずる事務でございますけれども、これまで別表 1、現在の別表 1、今後改正後の別表に定められる事務に準ずる事務について、省令で定めることによって、マイナンバーの利用が可能になるというものでございまして、例えば、事務の性質が同一であるもので、例として挙げられているのが、在日米軍が、基地内で働く日本人の従業員に行った予防接種については、予防接種法に基づくものではなかったために、マイナンバーを活用することができなかったというようなのが挙げられていますけれども、この法律に定めはないですけども、同じような趣旨に基づく事務であれば、

この省令に位置づけることによって、マイナンバーの利用が可能になったというものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。すみません。このね、事務の性質が同一であるものに限るっていうふうに、ということなんですけど、これ、誰が判断するのか分かりますか。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。今後、省令で定められるということでございますので、各省で判断されるということになると考えます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。それで、法改正があって、それに伴って、条例改正をするんですけども、このマイナンバーの利用っていうのは、鳥取市独自でもされている部分ってありますよね。全国が同じことをしているんじゃないかって、それぞれの自治体が、独自利用っていうのでしていると思うんですけど、そういう各自治体がやることについては、やることっていうか、各自治体が、そのマイナンバーを利用するときの手続っていうか、そういうことが、この法改正によって、何か変わることがあるのか、自治体独自の利用については、これまでと変わりがいいのか、その点はどうですか。

◆砂田典男委員長 はい、有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。自治体独自の利用事務でありますとか、情報連携については、これまでと同じく、条例で定めることによって実施することができるということになっております。以上でございます。

◆伊藤幾子委員 はい。いいです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。私は、この第36号議案には、反対の討論を行います。まず、国の法改正によって、自治体が条例を変えなければならないっていうことは、分かります。国が、法改正をして、それに伴って変えてくださいというか、変わりますよと、それは分かるんですけども、自治体で、どうすることもできないことを、言わば、議案として出されるわけですよ、議会にね。変えたらあかんっていうことを、議案として出されるわけです。だから、出されたわけだから、審査をするわけです。

もう同じことの繰り返しになるんですけども、今回のこの国の法改正っていうのは、別表第2っていうのを廃止するということなんです。そもそも、この別表第2というものが、なぜつくられたかっていうと、この法の審査を国会でされていたときに、参考人の方が言っていたのは、もともと別表2を設けて、設けた趣旨は、個人情報保護への配慮に基づくものであると、そういうふうに使われていたわけですね。ところが、これを廃止するということで、主務

省令で対応できるようにすると。主務省令、省令で対応できるってなると、国会にかからないわけですね。国会っていうのは、チェック機能があるところなわけですね。だから、やっぱり後退させることになる、個人情報について後退させることになる法律だと思いますので、しかも、準ずる事務ということについても、利用、マイナンバーの利用を可能とする、広げるっていうことになるということで、本当に、個人情報の保護というよりも、活用に、どんどん向かっていく法改正。それに基づいて、各自治体、条例改正をしましょうということで、自治体として、本当にどうすることもできないけれども、やはりこれは、住民にとっては、よくないことだと私は思いますので、この条例改正には、反対です。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で。上杉委員。

◆上杉栄一委員 はい。この条例改正には、賛成をいたします。今、反対討論があったわけですが、もともと、これは、そもそも論から出るとるような反対ということで、我々は、その国会の審議について、この地方議員で、それを云々かんぬんというような立場ではないわけですし、ですから、法令が変わって、それに基づく、この条例改正ということになると、その条例の改正がどうなのかと、これを議論するのが、この場であるということでもあります。

それから、マイナンバー制度については、既にもう2年、3年、かなりの年数がたっておるわけでありまして、ですから、今この、そもそもそのマイナンバーカードが間違っているとか、あるいは、その法的な国会の手続がどうのこうのっていうのは、我々が、この市議会のサイドで、これを議論するところではないということで、ですから、法律の改正によって、この条例を変えていくということについては、これは、真つ当なことであるということで、この条例には、賛成いたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。岡田委員。

◆岡田 実委員 はい、岡田実です。この件につきまして、賛成のほうで、討論をさせていただきます。この情報連携を、今度は容易にといいますか、が進むことによって、例えば、住民さんは何が変わったりするかっていいますと、何かこう申請したりするときの課税証明書などの添付書類の取得が、例えば不要になったりとか、そのことに伴います手数料とかですね、それを取りに行くための交通手段へ対する負担であったりとか、そういったものが軽減されてまいります。あわせて、市の職員の皆さん方の業務も簡素化していくところを見たときに、運用上の話なんですけども、情報連携っていうものは、進めていくべきだというふうに思いますので、その点についてですが、そのことから、賛成とさせていただきます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第36号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆砂田典男委員長 それでは、引き続きまして、議案第37号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 はい。ちょっと教えてください。資料にあるんですけども、管理監督職勤務上限年齢ってことが、役職定年年齢は60歳と、医師については65歳となっておりますが、これ、現在、主任とか、位置づけ、また参事とかなんですけど、この部長とかされた方は、今後はどういう形で、役職を60歳になった時点で、こうされる、主査とか、主任とか、その辺の考え方をちょっと教えていただけないでしょうか。
- ◆砂田典男委員長 入江課長。
- 入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。そうですね、病院のその人事の考え方になりますので、職員課として、なかなか申し上げにくいところはあるかと思えますけども、基本的な考え方としては、役職には就けないということになりますので、それ以外のといいますか、どこかの診療科で勤務いただくというようなことになろうかとは思います。
- ◆砂田典男委員長 西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 一般職の場合なんですけども、現在60歳で定年して、部長さんとか、部長級でされた方は参事とか、課長の辺りでおられるんですけども、最大が次長以下は主任ということになるんですけど、今後は、それがどういう位置づけになるかっていうことは教えていただけないでしょうか。
- ◆砂田典男委員長 入江課長。
- 入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。それは、一般職でっていうお尋ねですかね、病院も含めて。
- ◆砂田典男委員長 西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 はい。一般職です。一般職の管理職の方の今後の位置づけ、管理職ではない人は、ちょっと除いて。
- ◆砂田典男委員長 入江課長。
- 入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。一般職につきましては、基本的には、主査級ということになりますので、役職的には主査なんですけど、管理職にはなれないということになります。もともと部長とか、課長とか、そういった役職のある方は主査になりますし、もともと役職がない方は、そのままその主任とかということになります。以上です。
- ◆西尾彰仁委員 はい、結構です。
- ◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。よろしいですか。長坂副委員長。
- ◆長坂則翁副委員長 ちょっと確認なんですけども、この前の2月27日の説明の中で、鳥取県なり、岩美町では、既に70歳にしているという口頭での説明だったと思いますよね。間違いないですね。
- ◆砂田典男委員長 入江課長。
- 入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。鳥取県も、岩美、それから智頭のほうも、段階的

にですけど、既にもう定年延長を始めているという状況でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 鳥取市は、このたび提案という、このずれっていうのは、やはり何か、同一時期に提案をして、同一時期に議決をしてというふうなのが一番スタンダードかなと思うんですけど、何か、県と岩美町と比較して、鳥取市が時期がずれている、その理由なり根拠は何ですか。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。もともと、この定年延長が始まったときに、医師について、定年を70歳でどうするかっていうところは、自治体の判断によるところでございました。同じ時期にっていうようなお尋ねだったんですけども、実際、市立病院については、実態としては、令和5年度は65歳に達する医師っていうのがいらっしやらなかったということで、ちょっと、少し1年かけて、制度設計なりを検討したというところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第37号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 議案第38号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第38号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。すみません。1日につき300円っていうことだったんですけど、この300円の根拠っていうのは何なんでしょうか。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。もともと、この特殊勤務手当が、幾らが妥当なのかっていうところで考えたときに、他都市の状況だと、やっぱり五、六千円っていうところが多かったというところで、鳥取市としては、6,000円を一応、月の適正な額として見込んだときに、月大体20日ぐらい勤務されますので、そこで割り戻すと300円ということと、あと、鳥取市の特殊勤務手当の大体1日の単価が300円というところもございましたので、総合的に判断して、300円という単価を設定させていただきました。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。金額は分かりました。それで、この間の説明のときに、この建築主事っていうのが、実務が2年以上で、それから一級建築士の試験に合格しててっていうふうに言われて、今、市には5名いるけど、受験する者が出てこないって言われたんですけど、これね、行政として、今の方がその任を外れたとき、退職とかで、空席っていうか、この主事がね、空席になるっていうことは、あっていいものなのかどうか、その点はどうですか。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。もし、これが仮に空席になった場合は、また、県のほうにお願いするということになるんですけども、ただ、実際としては、そのようなことはならないように、誰かを任命するというにはなるかと思えます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。その受験できる人が5名おるわけですよ、できる人が。その人たちみんなにしてもらって、みんなが資格を取れば、それはそれで。そこまで業務に当たってもらう人は、要らないっていうことなわけですね。みんなにやってもらう、受けてもらうっていうことは、あり得ないんでしょうか。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。職務命令として、この資格を取ってくださいよっていうところまでは、今のところは至ってないです。複数化したときもなんですけども、この建築主事というのは、建築確認申請の決裁権者となりますので、今は課長が建築主事になっておまして、課長が決裁をしていると。複数化した場合においても、やっぱり決裁者となりますので、ある程度その役職というかですね、そういった職員を任命することになるのかなというふうには考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 とにかく、空白にならないようにっていうふうに思うんですけど、そこら辺、先々見越して、こういった手当もね、このたび提案されていると思いますので、せっかく受験できる方がいらっしゃるので、何とか頑張っていただきたいなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと参考までに聞きたいんですけども、これって、鳥取市が独自に決定できるという内容のものですよね。そういう理解でいいですよね。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。おっしゃるとおりで、そういった御理解でよろしいかと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それじゃあ、この建築主事、これは、技術職ですよ。じゃあ、ほかの技術職で、特殊勤務手当を支給しておる職種っていうのは、どういった職種があるんですか。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。今のところ、技術職だからというところでの勤務手当というのはございません。これは、建築主事という職に任命された、その場合の業務に

対しての手当ということになりますので、例えば、資格を取っただけでは手当の対象になりませんし、業務に対してのその特殊性を考慮して、今回手当を創設させていただいたということになります。以上でございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 なら、土木関係だとか、農林関係だとか、そういうものの特殊勤務手当というのは、一切ないという理解でいいんですね。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。そうですね、技術職に対してのそういった手当と、勤務手当というのはございません。以上です。

◆長坂則翁副委員長 はい、分かりました。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第38号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての採決を行います。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 議案第54号包括外部監査契約の締結について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第54号包括外部監査契約の締結についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 前回も、一遍聞いたかもしらんだけれども、包括外部監査が、中核市になって、これが義務づけられて、現在の包括外部監査人がおられるわけですし、契約金額が713万円ということで、これ、全国的には安いほうだというふうに思います。ほかの、例えば東京とか何とか言ったら、1,000万超えているような、そういう状況なんだけれども、いわゆる内部監査委員ですね、内部監査の、要するに専門職の監査委員さんがおられます。この方の報酬は幾らですか。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 お調べしまして、また後で、報告させていただきます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 たしか10万余りぐらいだったと思うんだけど、月額がね。それで、議選の監査委員もおります。議選の監査委員、平野議員が議選の監査委員ということ、これは、いわゆる、必ず、それこそ議選の監査委員は、今、つけなければならないということはないわけで、ですから、この議選の分についての監査委員報酬っていうのは、たしか3万5,000だったかな、

ぐらいだったというふうに思っているんだけど、その専門職の監査委員、このたび、湯口監査委員が辞められて、新しい監査委員さんということなんだけど、その専門職の、それこそ報酬とですね、内部監査の、この外部監査の報酬とが、あまりにも違い過ぎるんじゃないかと、私は思うんだけど、その辺りの差額について、ここに書いてある、執務費が9万3,200円ということになってんだけど、1日当たりね、うん。内部監査の監査委員さんも、かなりの日数を、いわゆる、それこそ定期監査であったり、あるいは、どうだったかな、年度末には、かなりの監査するわけだけでも、そういった形からすると、この相差って、その差額っていうのは、一体何なんかなっていうことを、この包括監査業務が導入になってから、非常に疑問を持っているんだけど、基本的なその考え方を教えてやってください。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。この包括外部監査の日額、まず単価ですが、これは9万3,200円という形で、平成30年から、この金額で単価設定をしております、これは、鳥取県と同様な形で、公認会計士の1日当たりの標準報酬日額を参考にして、決めておるものでございます。基本、いろんな職種というか、税理士ですとか、弁護士ですとか、公認会計士ですとか、基本そういった専門職の中から任命をしていくという形になっておまして、委員さん御指摘のように、この700万弱というのは、大変安い金額だと思います。

◆上杉栄一委員 安い金額。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。全国的にも、1,000万を超えるような事例がかなり多い、ほとんど1,000万超えておるので、この金額でしているというのは、全国を探しても、なかなか見当たらないということになるかと思いますが、専任の監査委員さんと、この包括外部監査の監査人さんとは、同じ職種、税理士といった同じ職種ではありますが、そもそもの発想というか、考え方として、この包括外部監査というものと、市の内部の内部監査というものは、基本的には、全く異なるものだというふうに認識しておるところでございます、この包括外部監査も、ある一定の中核市以上、あと、県といった形で、そういった自治体に義務づけられておるものですし、内部監査というのは、全ての自治体に義務づけられておりますものなので、基本的には、そういった違いはありますし、包括外部監査については、これは、契約行為で決めるものですので、基本的には、議会の議決は必要なんですけど、契約行為で決めるものですので、そういった形で、鳥取市の場合は、税理士会にお願いして、適当な方を選出していただいて、それで決めておるといって形になっておるので、内部監査委員と、この外部監査人の違いは、基本、そもそもとしてあろうかというふうに認識しております。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の説明からすると、鳥取市の場合は安いんだと、確かにそうかもしれない、全国的にね、その9万3,200円っていう報酬っていうか、1日のね。それで、じゃあ、その内部監査委員さんも、これも税理士が入っているわけですね。これさっき、月額、年間に幾ら払っていますか。もう一遍、ちょっと確認してください。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。お答えします。代表監査委員さんが月額8万1,500円でござ

います。有識者の監査委員さんが7万4,000円。議員で、監査委員さんが3万7,000円という形になっております。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 専門職が月額8万1,500円。月に、大体並べると、毎月、少なくとも2回、2回ぐらいは、内部監査、たしかやってくれると思うんだけど、定期監査はもちろんあるわけだし、決算審査もあるわけだし。そうした場合に、同じ税理士であってですね、包括外部監査人の報酬と、それから、その内部監査の専門委員の報酬とがあまりにも違い過ぎると。だから、それは仕方がないっちゃう話かもしれないけども、どうも私は、長いこと監査委員やっとならなくて、特に、それまでは、そういうことは思わなかったんだけど、中核市になって、いきなりその包括外部が入ったときに、何じゃ、この報酬はというふうに、逆に言うと、非常にびっくりしたわけなんですわ。ということはね、やはり、内部監査の専門の監査委員さん、これは、県やほかの市と並べての話だろうと思うんだけど、それにしても、あまりにも安過ぎる。それは、議選の監査委員の分、上げえっていう話じゃないんだけどね、専門職はやっぱり上げたらいいけんというふうには、その分だけは言うておきますわ、はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第54号包括外部監査契約の締結についての採決を行います。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 議案第68号鳥取市税条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第68号鳥取市税条例の一部改正についての説明をお願いいたします。吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。議案第68号鳥取市税条例の一部改正でございます。資料のほうは、2ページからとなります。付議案のほう、追加提案分で、5ページということとなります。御覧いただきたいと思っております。

資料のほうで、御説明させていただきます。まずは、改正の目的でございますが、このたびの条例改正につきましては、能登半島地震によりまして、住宅や家財等の損失があった場合のこの令和6年度の個人住民税の雑損控除、こちらにつきましては、地方税法の一部改正がなされましたので、これに伴いまして、本市の市税条例の一部改正を行うというものでございます。

2番目の改正の内容でございます。能登半島地震が1月1日発生ということで、現行法では、雑損控除は、令和6年中の所得に対しての適用となります。住民税では、令和7年度の課税に

反映されるという形となります。しかしながら、特例的に、令和5年中の所得に対して、この雑損控除を適用させるというものでございまして、令和6年度の個人住民税の課税に、それが反映できるように、特例措置を設けるというものでございます。

その他、法の条ずれに対応した整理を行わせていただくということといたします。

施行の期日でございますけども、公布の日から施行するということといたします。説明につきましては、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第68号鳥取市税条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第69号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 引き続きまして、議案第69号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての質疑を行います。失礼、説明をお願いいたします。植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。議案第69号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明いたします。資料は、4の5ページを御覧ください。はい。

消防組織法によりまして、消防団員が公務で亡くなったり、けがをしたり、あるいは障害の状態になった場合などには、市町村は、政令で定める基準に従いまして、条例で定めるところによって、損害を補償しなければならないとされております。また、消防法におきましては、火災現場付近におられて、消火活動等に協力した消防作業従事者の損害補償についても、同様の規定がされておるところであります。この鳥取市消防団員等公務災害補償条例は、非常勤消防団員や消防作業従事者等に対する損害補償の額や内容を定めているものであります。

このたびの改正につきましては、この条例で定める損害補償の基準となる非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が、本年2月9日に公布され、4月1日から施行されることとなったために、所要の整備を行うためのものであります。

具体的な改正内容としては、2点でございますが、まず1点目は、資料5ページの真ん中辺りの表でございます。条例第5条第2項第1号の別表関係を御覧ください。消防団員が、公務によって死亡したり、負傷したりした場合に補償される内容の基礎額を、消防団員の階級と勤

務年数に応じて定めておりますが、その基礎額を、表に記載のとおり、引き上げるものであります。この条例によって補償される内容には、遺族補償や障害補償、休業補償などがありますが、例えば、この条例の第8条には、消防団員が、消火活動中にけがをして、これによって仕事ができなくなって、収入を得ることができないときにお支払いする休業補償が定められております。この休業補償の額は、1日につき補償基礎額の100分の60に相当する額を支給することと定められておるなど、各種補償の額を計算する際の基礎額となるものであります。

2点目は、消防団員と同じように、消防作業従事者に対して行われる補償の基礎額の最低額を、8,900円から9,100円に引き上げるものであります。

以上について、改正案が可決されましたら、所要の経過措置を設け、4月1日より施行することといたします。以上であります。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第69号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 大規模災害時に緊急使用する学校施設の鍵の貸し出しについて（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。大規模災害時に緊急使用する学校施設の鍵の貸し出しについての説明をお願いいたします。植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。資料は、資料4の6ページから8ページを御覧ください。大規模災害時に緊急使用する学校施設の鍵の貸し出しについて御説明いたします。

まず、この取組を行うことに至った背景についてでございますが、昨年の令和5年の台風第7号で、緊急安全確保を発令した際に、学校、避難所ですね、学校施設の開設に時間を要したというようなことがございました。これにつきまして、9月定例会の一般質問で、鍵を自治会長等に預けることができないかなどの趣旨の御質問がありましたが、個人情報管理の面から、学校関係者以外の鍵管理は適当でない旨が、答弁をされたところでございます。また、昨年10月20日に、自主防災会連合会の臨時地区会長会を開催いたしました際にも、学校の鍵を自主防災会長などに預けておくべきというような意見が複数ございまして、どのように対応できるか研究する旨をお答えしておったところでございます。

こうした中で、1月1日に起こりました能登半島地震の例なども踏まえまして、教育委員会

と危機管理課のほうで、この件につきまして協議した結果が、このたびの取組でございます。

まず、鍵の保管場所ですね、学校の鍵の保管場所につきましては、7ページ、8ページに、一覧表をつけております。それぞれ該当する地区公民館でございます。その個別の地区公民館に、どこの学校の鍵をお預けするかというような表を、7ページから8ページにまとめております。

これについての考え方でございますが、2番の鍵の貸出先でございますが、まず、小学校・義務教育学校の校舎の入り口の鍵につきましては、その該当の小学校区・義務教育学校区の地区公民館に保管・管理していただきます。また、中学校の校舎の鍵については、その中学校が所在する公民館に、鍵を保管・管理していただきます。

鍵の貸出本数につきましては、小学校・義務教育学校については65本、中学校については13本というようなところになっております。

4番でございますが、貸出し及び使用に当たっての留意点、大きく5点まとめております。1点目は、鍵は公民館の機械警備が作動する部屋等、言えば事務室などで保管すること。2点目、鍵の複製は厳禁とすること、お預けした鍵を複製することは、厳禁でございます。3点目、鍵の使用は、大規模災害時に緊急使用する場合のみとすること、平常時の何か業務ということでは、使ってはいけないというところでございます。4点目、鍵の使用者を、事前に地域で明確にしておくこと、また、緊急時に使用した方を記録しておくこと。5点目、鍵の使用に当たっては、原則、市教育委員会の学校教育課に一報を入れてから使用してくださいというところでございます。ただし、地震の発生など、突然・突発的に起こった災害については、事後の報告もやむを得ないと考えておるところでございます。

今後の、これまでの周知等や今後の周知等について、5番目に記載しておりますが、小・中校長会での周知、こういった取組をするということにつきましては、2月、3月の小学校、小・中校長会で行っております。また、公民館連合会等での周知につきましては、昨日、公民館長会が開催され、教育委員会とともに周知を行いました。3点目、自治連合会への周知、これにつきましては、3月19日に行われる予定の正副会長会と、来月16日に行われる地区会長会で、取組について説明をさせていただきたいと考えております。また、ここには記載しておりませんが、5月下旬に開催される予定の自主防災会連合会の総会などでも、周知をする予定としております。

実際の鍵の配付につきましては、3月下旬に、教育委員会のほうから、各学校長に複製した鍵を渡しまして、それぞれの学校長から、順次、地区公民館長に引き継ぐと、貸出しをするということでの取組を考えておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から御質問等はございますか。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。大変いい取組だと思いますけれども、学校は、職員室がありますよね。この職員室にも入られるのか、セキュリティーが入っておると思うんですけども。それと、もう一点、体育館なんか避難場所になるんですけども、これは、校舎だけじゃなしに、体

育館も入れるのかどうか、その辺をお願いします。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。校舎の職員室のほうには入れないというようなことは聞いております。あと、体育館につきましては、実は、体育館の鍵につきましては、以前から、公民館などに、いや、地区体育会などを持つとったりする場合がありますようですが、公民館や地域に避難所活用として貸出しを行っとなるとという実績がございます。それに加えて、このたびは、体育館ですと、基本的には平面といいますか、ですので、水害などの場合には、浸水が予想されているところにつきましては、2階、3階といった上層階に避難する必要があるというような場合には、校舎を利用させていただくというようなことになろうかと思えます。言いましたように、体育館のほうも、多くの地元で持っていらっしゃるという認識でございますので、何が何でも校舎を開放するというよりは、特に水害ですね、垂直避難が必要になるというような水害の際に、緊急避難的に利用、使用させていただくというようなことが前提の考えになろうかと考えておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。体育館なんか、寒かったり暑かったりするんで、校舎の2階、3階、そうでなくても、1階でも、こう快適な避難ができるのかなと思えますので、以上で終わります。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。すみません、確認なんですけど、この鍵の貸出しは、あくまでも、この緊急発令が出たときっていいですか、そういったときの対応っていうふうに考えたらいいでしょうか。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。大規模災害時とうたっておりますが、基本的な考え方としては、鳥取市に、災害対策本部が設置された以上の災害を想定しておるところでございます。ただし、災害対策本部の設置の中で、避難所、避難指示ですとか、高齢者等避難といった、様々な避難情報が発令されますが、基本的には、やはり市の職員なりが駆けつける、または、もう1つ、ちょっと取組がございまして、実は、教育委員会のほうで、昨年の台風7号を踏まえまして、鳥取市が災害対策本部の第1配備を敷いた時点で、各学校のどなたかお一人以上と聞いておりますが、どなたかが学校に詰めていただいて、避難所開設に備えていただくというような取組をしていただけるということで聞いております。ですので、風水害、台風や風水害などで、あらかじめ想定される災害につきましては、第1配備がかりましたら、先生も駆けつけるというような取組をしますんで、この鍵を使う機会はあまりなくなってくるのではないのかなと思っておりますが、能登半島地震のように、突発的な地震ですとか、そういったときには、有効に機能する取組にしたいと考えております。以上です。

◆平野真理子委員 分かりました、ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で。大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男分科会長 それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午前10時48分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後1時48分 再開

### 【企画推進部】

- ◆砂田典男委員長 ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。

まず報告、次に、令和6年度当初予算の質疑という流れとしております。

令和6年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

初めに、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷企画推進部長。

- 塩谷範夫企画推進部長 はい。企画推進部でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日の委員会では、まず、報告事項としまして、旧本庁舎跡地の活用について、こちらのほう、昨年12月の委員会で報告をした後、設計作業等を踏まえまして、施設の配置などを少し変更しましたので、変更概要や、今後の予定について、報告をさせていただきます。

また、その後の予算審査特別委員会総務企画分科会も含めまして、それぞれ、各関係課長のほうから、質疑応答と説明のほうをさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

### 旧本庁舎跡地の活用について（説明・質疑）

- ◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。旧本庁舎跡地の活用についての説明をお願いいたします。酒本課長補佐。

- 酒本晶恵政策企画課課長補佐 はい。政策企画課、酒本です。それでは、付議案等説明資料に基づきまして、旧本庁舎跡地の活用について御報告をさせていただきます。

付議案等説明資料2ページを御覧ください。1番、旧本庁舎跡地活用の取組状況につきましては、前回12月の委員会で説明させていただいたとおり、経緯に変更はございません。

(2)番、緑地広場等の概要についても、大きな変更はございません。こちらにつきましては、駐車区画に若干の変更がございますので、後ほど説明をさせていただきます。

ここで、②番、広場等の配置につきまして、次ページの概要図のとおりとさせていただきます。資料3ページを御覧ください。資料3ページに、旧本庁舎跡地緑地広場等の概要図を掲載させていただいております。こちらの図面のうち、赤字で示した部分が、12月の総務企画委員会以降に検討を行いました、主な追加点と変更点でございます。この図に従いまして、左上から順に御説明をさせていただきますと思います。

前回の総務企画委員会の説明と若干重複するところもございますが、御了承ください。図面の左側ですけれども、青色の破線が縦に通っております国道側、こちらは、前回も御説明させていただきましたが、都市計画道路の拡幅範囲に当たっている部分でございます。こちらは、前回12月の総務企画委員会におきましては、国道沿いの土地の既存の樹木は残して、以前、旧本庁舎があった部分の玄関回り、タイル部分のところを、芝生を敷設させていただくというふうに説明をさせていただいておりましたが、こちらは、タイルを剥がしまして、舗装をさせていただくこととしました。なお、先週、改めて、鳥取河川国道事務所のほうには確認を行いまして、現時点で、具体的な道路の施工予定がないということ、改めて確認をさせていただいております。

緑地広場の左側中ほどに、洪水侵入線表示柱というものを記載しております。こちらは、新規で追加をさせていただいております。以前、旧本庁舎の玄関に、大正7年9月の水害時の浸水水位を表すプレートを設置しておりました。こちらのプレートは、現在、わらべ館のほうに展示をされております。この浸水の高さを、緑地広場でも御紹介ができるようにというお声をいただきまして、このたび、この位置に表示柱を設置するものでございます。

少し下がりますと、緑地広場とイベント広場の間を走ります国道53号からの敷地内道路につきまして、ふだんは車止めを設置しまして、一般車両は入らない仕組みといたしますということ、12月でも説明をさせていただいております。こちらにつきましては、イベント広場、下にありますイベント広場、それから駐車場と、上にあります緑地広場の間を、ふだんは歩行者が横断可能ということにさせていただこうと考えておりまして、歩行者ゾーンと分かるように、現在の色から舗装し直しまして、茶系色で舗装を考えております。

また、12月の総務企画委員会の時点では、車止め、右のほうの車止めですが、こちらが、ちょうどイベント広場と駐車場の間、水飲み場辺りに設置をしますということをお願いしておりましたが、歩行者ゾーンを広く確保するため、少し拡幅しまして、駐車場の右側の三差路付近まで車止めを広げることといたします。

図の下に参ります。イベント広場と駐車場の下側には、市民会館の催物案内看板、それから、避難場所の案内看板、駐車場料金の看板等を設置いたしまして、歩行者・車両の来訪者に分かりやすいつくりといたします。

また、下側を走る県道大工町線から敷地内への入り口には、駐車場の満車・空車を表示する表示灯を設置いたします。また、市民会館の利用者の方のために、市民会館と表示した看板も、こちらに設置を考えております。

次に、右下、駐車場、駐車区画40台、こちらについてでございます。今回、駐車区画を40台とさせていただいております。12月の総務企画委員会の際の図面では、駐車区画は44台とさせていただいております。こちらは、12月の際は、車椅子用の駐車場を、緑地広場側のトイレの横に2台確保をしておりました。委員会の際に、こちらの車椅子駐車場の位置は、もう少し調整中であるということをお説明させていただいておりますが、その後、福祉部門との協議を重ねまして、点字ブロックを直線で確保して、視覚障害者の方がスムーズに走行いただけるようにするためということで、車椅子用駐車場とハートフルの駐車場を駐車場側に、ト

イレのほうから駐車場側に新たに設置をするということにいたしました。また、ハートフル駐車場につきましては、12月の時点では、図面のほうに落としておりませんでした。新たに4台分を確保することとしております。これに伴いまして、先ほどの車止めを少し拡幅するという措置を取らせていただこうと考えております。

続きまして、図面中ほどにありますトイレでございます。こちら、12月の総務企画委員会におきまして、緑地広場側を照らす照明が少ないのではないか、災害時に対応できるような照明が必要ではないかという御助言をいただいております。こちらを受けまして、トイレの壁、緑地広場に向かいまして、照明設備を設置することといたしました。概要図の説明は以上でございます。

広場全体の実施設計は、現在大詰めに入っております。詳細な部分については、現在も設計事業者等と調整を行っているところでございます。

資料2ページにお戻りください。(3)番、今後の予定についてです。今議会で、一般質問もいただきました。現在取り組んでおります実施設計は、本年度内に終えまして、令和6年度につきましては、次回6月定例会におきまして、事業費を盛り込んだ補正予算を上程する予定としております。本年度の実実施設計におきまして、施工の具体的なスケジュールが決定をする予定です。その後、秋以降に、広場の整備に着手する予定としております。

あわせまして、実施設計の完了により、施設の内容ですとか、規模等の詳細が固まりますので、令和6年度中のできる限り早い時期に、施設の管理体制ですとか、手法を決定したいと考えております。これまでも御報告しているとおおり、その後、令和7年度の供用開始を目指しているところでございます。報告は以上です。

◆砂田典男委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質問等はございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。ちょっと聞かせていただきたんですけど、ベンチが4か所しかなくて、この1つ、1か所に2つあるんですけども、これ、何人ぐらい座れるベンチなんですかね。ちょっとお願いします。

◆砂田典男委員長 酒本課長補佐。

○酒本晶恵政策企画課課長補佐 はい。お答えいたします。かまどベンチ、ベンチにつきましては、現在、ちょうどサイズを、設計業者さんと選定中ですが、2名から3名座れるようなもの、イメージしております。また、この表示されている、かまどベンチ、ベンチ以外にも、あずまやの中にも、テーブルとベンチを御用意する予定としております。以上です。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。鳥取市も高齢者が増えて、多分、ここに来て、ちょっと座りたいなあと思う方が、もっとおられるんじゃないかなと思って、もう少しベンチを増やされたらどうか。場所もあるわけですし、そういうのをちょっと意見として言わせていただきたいと思います。

それと、もう1つ、木をね、結構植樹されるようになってるんですけども、樹種というか、鳥取市にゆかりのあるような木を植えられるのか、どんな木を植えられる、樹種についてちょ

っと、どう考えておられるのか教えてください。

◆砂田典男委員長 酒本課長補佐。

○酒本品恵政策企画課課長補佐 はい。政策企画課、酒本です。樹種については、以前、御説明したことがあったかどうか、ちょっと私のはっきりしておりませんが、鳥取市にゆかりのある木ということで、サザンカを植えさせていただいたりということは計画をしております。樹種につきましても、鳥取の造園協会さんなどに相談をしながら、こちらの土地柄に合ったもの、それから、鳥取市になじみのあるものといったものを選定はさせていただいております。以上です。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。鳥取にゆかりのあるものもいいですけども、手間のかかるようなね、ケヤキとか桜とか、桜とかはきれいなんですけども、実質は落葉樹で、もう後の管理が大変だというような総合支所なんかもありましたんで、その辺考慮して、慎重に検討していただければと思います。意見です。はい、終わります。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。柳委員。

◆柳 大地委員 はい。何点かお願いいたします。まず、1点目ですが、駐車場に関してなんですけど、これ、平日は、基本的には、このイベント広場と駐車場の間の車止めは、こう、ふだんは車止めされているような状態のイメージでいいでしょうか。

◆砂田典男委員長 酒本課長補佐。

○酒本品恵政策企画課課長補佐 はい。政策企画課、酒本です。イベント広場は、通常時は、イベント広場ということで活用しますので、例えば、市民会館とかで大型のイベントがあるような場合に、臨時駐車区画として開放することを考えております。ですので、柳委員がおっしゃったように、ふだんは、こちらは車止めで、何かあれば、外して行き来ができる形を考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 なら、平日は車止めがある状態なわけですよ。なので、って考えたときに、ハートフル駐車場とか車椅子用は大切だとは思うんですけど、40台に対して、この設置、これ、ハートフルとか車椅子用ってあると、基本的に該当の方以外止めないと思うんですよ。止めてもいいものだと思うんですけど、みんな気にされて止めないっていう、これ、40台に対して、この6か所って、かなりな数を占めると思うので、ちょっとそこを、もう一回検討していただいても大切だとは思うんですけど。これが、まず1点目です。

あと、これは以前、委員会内か委員会外か、ちょっと定かじゃないんですけど、この看板です。鳥取市庁跡の左上の看板と佐治石についてなんですけど、今、佐治石のほうは、もうぼんと置いてあるだけで、看板も特に書いてないので、これは、場所の有効な使い方としては、この看板を佐治石のほうに持って行って、一緒に説明するような、市役所跡地と佐治石の説明をつけたほうが場所も有効に使えるし、この石がぼんと置いてあっても、正直ちょっと何か分からないかなっていうのが、何か、その点も、また考慮していただけたらなと。

あと、もう一個、イベント広場と緑地広場の間に、あずまやが置いてあると思うんですけど、

もうイベントって、とにかく動線が命だと思っていて、ここにあずまやがあることで、完全に切れると思うんですよね、このイベント広場と。あずまやなんで、空いている空間あると思うんですけど、人の流れが止まっちゃうと思うんですよね。だから、このイベント広場と間のあずまや、ないほうがいいと思っていて、なので、それでも、あずまやの、さっきのベンチの数だったりっていうところでいえば、僕が思うのは、これは、あずまやを今の看板の位置にして、この看板を佐治石のところにしたら、何かこうイベント広場と緑地広場の何か行き来の感じが、すごい当日見えるなど。緑地広場に遊びに来た人が、イベント広場に流れていく様子と、イベント広場に来た人がそのまま緑地公園のほうに何か飲食物を持って流れていくっていうのが、すごく見える動線が、このあずまやがあることによって、切れちゃうなど思うので。これは、また検討していただければと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 酒本課長補佐。

○酒本晶恵政策企画課課長補佐 はい。政策企画課、酒本です。いただきました御意見は、また内部で持ち帰りたいと思いますが、ちょっと見づらいと思いますが、図の右上の佐治石のところ、3つ石がありまして、そちらの左下に、小さく直線の棒があると思います。こちらが、一応、佐治石を案内した看板を掲示しようかなというふうに考えてはいるところでした。また、あずまやの位置につきましては、これまでの設計協議の間で、実は、いろいろ場所も変わってきておりまして、こちらは、地下にあります遺構の関係とかも調整踏まえまして、今の位置に落ち着いているところではありますが、いただいた御意見を参考にさせていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 実は、上杉委員のほうから、今議会の一般質問で質問をされて、その緑地広場の芝については、ロール芝ではなく、あれ何だ、ポット苗っていうんかいね。ポット苗によって、市長答弁で明確に、経費のこともあったりして、ということになると、ここに書いてある令和6年度中の施工で、令和7年度供用開始っていうけれども、芝生の寝かせておく期間も必要だろうし、芝生は、私も金沢公園のポット苗植えてきた経緯があるんですけども、やっぱり梅雨前ぐらいに植えて、多少寝かさなきゃいけないわけでしょう。そうすると、令和7年度の供用開始っていうふうに表現があるんだけど、この辺は具体的に、いつ頃の時期を意識しとられるんか、その辺りちょっと聞かせてください。

◆砂田典男委員長 酒本課長補佐。

○酒本晶恵政策企画課課長補佐 はい。政策企画課、酒本です。先ほどの説明の中でも少し触れさせていただきましたが、現在、実施設計中ですので、詳細な施工の工期というものは、実施設計完了してから、また関係の課なんかも含めて協議をして決定していくことになろうかと考えております。その中で、芝生の植付けにつきましては、当然、芝生の植付けの適期というものもございますし、それから、その工期との関係もありまして、実は既に、担当者レベルでは、いつの時期がいいのかというのを考えておりますが、施工時期との関係によりましては、もしかしたら、竣工をしてから、時期を見ながら、植付けをまた別途させていただくとか、順番が変わる可能性もあるかなというふうに考えております。それもまた、6月の委員会で御説明が

できればというふうには考えているところです。以上です。

◆長坂則翁副委員長 はい。分かりました。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。今、実施設計の最中ってということで、ちょっとイベントする立場からの確認なんですけども、電源とか、あと、水っていうものが、いろんなイベントするときには付き物になっておりまして、もし、その実施設計の中で、どここの辺りに電源を置くとか、水は、ここに置くというふうなものがあれば、教えていただきたいと思います。

◆砂田典男委員長 酒本課長補佐。

○酒本品恵政策企画課課長補佐 はい。政策企画課、酒本です。電源につきましては、イベント広場でのイベントを想定しておりますので、今、こちらの図面には書いてございませんが、イベント広場内に、何か所か電源を用意するようにしております。

また、発災時のことも考えまして、イベント広場だけではなく、緑地広場の中のあずまやなんかにも、電源が取れるようにコンセントを用意しておりますし、トイレの建物にも、外部コンセントを用意する予定としております。

また、イベントをされる時の水栓につきましては、イベント広場の右のところにあります水栓というものが、青いマークの水栓というものがございますが、こちらが、簡単なものを流したりということができる想定としております。ただ、基本的には、風紋広場等と同じで、汚水につきましては、各イベント事業者さんとか、主催者さんの持ち帰りになるのかなあというふうな考えておるところです。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 イベント広場でイベントする場合に、例えば、組立て式のステージであったり、椅子であったり、あるいはテーブルであったり、そういったものについては、市のほうで、ここに倉庫があるんだけど、そういう備品について、市で、これを整備するとかいうような計画はありますか。

◆砂田典男委員長 酒本課長補佐。

○酒本品恵政策企画課課長補佐 はい。政策企画課、酒本です。トイレの横にあります倉庫は、今の現時点では、備蓄倉庫を想定しておりまして、隣のマンホールトイレ用の、例えばテントですとか、そういった必要最小限のものが格納できる広さになるかと思えます。

組立て式のステージというものは、現時点では検討しておりませんが、今年度と来年度で実施します、にぎわい創出の実証事業の中で、必要性を感じれば、今後配置の検討もあるのかなというふうには考えております。

椅子とテーブルにつきましては、現在の実証事業でも、主催者側の持込みをお願いしておりまして、こちらにつきましても、出店者さんの御意見を聞きながら、今後の管理体制の整備の検討の中で含めて考えていきたいと思えます。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいでしょうか。そのほかの委員の皆様で。

（「いいです、なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男分科会長 はい。それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画

分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後2時10分 閉会

# 令和6年2月定例会

## 総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時: 令和6年3月12日(火)

10:00~

場所: 本庁舎7階第1委員会室

### 総務部・危機管理部

#### 《 総務企画委員会 》

##### ◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

議案第36号 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

議案第37号 鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

議案第38号 鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第54号 包括外部監査契約の締結について

##### ◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

議案第68号 鳥取市税条例の一部改正について

議案第69号 鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

##### ◎報告

大規模災害時に緊急使用する学校施設の鍵の貸し出しについて（危機管理課）

#### 《 予算審査特別委員会 総務企画分科会 》

##### ◎議案【予算審査分：質疑】

議案第1号 令和6年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第6号 令和6年度鳥取市土地取得費特別会計予算

議案第9号 令和6年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

##### ◎分科会長報告の取りまとめ

↓ 次ページがあります ↓

**企画推進部**

..... 《 総務企画委員会 》 .....

**◎報告**

旧本庁舎跡地の活用について（政策企画課）

..... 《 予算審査特別委員会 総務企画分科会 》 .....

**◎議案【予算審査分：質疑】**

議案第 1 号 令和 6 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

**◎分科会長報告の取りまとめ**